

ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施について

1 趣旨

今年度、横浜市ではひきこもり等の困難を抱える若者の相談機会の充実を図るため、困難を抱える若者の総合相談や自立に向けた支援を行っているユースプラザの職員を区役所に派遣し、相談対応を行うこととなりました。

旭区では、平成29年5月より、こども家庭支援課において実施します。

2 実施概要

(1) 相談対象者

ひきこもりなど困難を抱える若者（15～39歳）とその家族

(2) 相談方法

基本的には電話等で相談日を予約していただき、来庁による面接相談を行います。窓口開設日に予約が入っていなければ、当日相談もお受けします。

予約受付：子ども・家庭支援相談 045-954-6160

(3) 相談場所

旭区役所3F こども家庭支援課内の相談室

(4) 相談日時

毎月、第2、第4木曜 13時30分～16時30分（予定）

（相談枠は1コマ50分です。ひと月あたり6コマの相談枠を設けます）

(5) 相談開始月日（予定）

平成29年5月25日（木）から（予約開始：4月下旬から）

※5月は、第4木曜日のみとなります。

(6) 相談員

西部ユースプラザ（NPO法人リロード）職員1名

(7) 相談内容の取扱い

相談の記録は西部ユースプラザで保管・管理し、相談内容の秘密は厳守されます。相談者が区役所の支援制度を希望される場合は、相談者の同意を得た上で区役所関係各課に相談内容を情報提供します。

なお、相談実績を把握する上で必要となる統計情報（相談者の性別、年齢等）は区役所に提供されます。

【担当】 こども家庭支援課

学校連携・こども担当

TEL：954-6019